

令和7年度（公財）黒部市スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得助成事業 実施要項

令和7年度 黒部市地域部活動指導者公認スポーツ指導者資格助成事業 実施要項

（目的）

- 黒部市内でスポーツや運動によって健康の増進、競技力の向上を図ることを目的に活動しているスポーツ団体等を指導する者の育成、及び資格取得による資質並びに研修意欲の向上を図ることを目的とする。

（事業）

- 上記目的を達成するため、下記事業を実施する。

（1）指導者の文部科学省等公認指導者資格等取得への助成に関すること。

①資格取得にかかる受講料の1/2、交通費の1/2を限度として助成する。

ただし、1資格取得につき各1万円、合計2万円を限度とする。

また、交通費の支給は受講会場が県外のみを対象とする。

②助成対象者は、黒部市在住者又は黒部市で活動する団体の指導者及び今後、指導者になろうとする者で、黒部市のスポーツ振興に協力可能な者。

③この助成金の交付は、令和5年度以降の受講者を対象に3ヶ年（令和7年度まで）行う。

（対象資格）

（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格

スポーツ指導者基礎資格：スポーツコーチングリーター、スポーツリーター

競技別指導者資格：スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4、教師、上級教師

ゲイブル・コデュモンジング資格：スポーツトーター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士

フィットネス資格：フィットネストレーナー、スポーツアーティスト、ジムアスポート指導員

マジカル指導者資格：アシスタントマネージャー、クラブマネージャー

（公財）健康・体力づくり事業財団認定資格

健康運動指導士、健康運動実践指導者

その他、本協会が認めた資格

※各競技協会の公認審判員等の資格については対象外

- その他、目的達成に必要な事業に関すること。

（申請手続き及び助成金交付）

- 申請は資格取得後、①～③の書類を該当事業の事務局へ提出する。ただし、同資格の助成はいずれか1つの事業にのみ申請できる。

①助成金交付申請書（所定の用紙）

②資格取得が証明できる物（証書等の写し）

③受講料及び利用交通機関等の「領収書写し」又はそれを証明できるもの。（実施要項等）

- 助成金は、上記①～③を提出後、事務局において精査した後申請者には交付決定の通知をする。1ヶ月以内に助成する。（原則銀行振込とする）

なお、事業予算額の上限を超えた場合は、終了とする。

（その他）

- その他、本事業に必要な事項については別に定める。

（事務局）

- （公財）黒部市スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得助成事業

（公財）黒部市スポーツ協会

〒938-0041 黒部市堀切1142 黒部市総合体育センター内

TEL 0765-57-2300 (担当：福島)

黒部市地域部活動指導者公認スポーツ指導者資格助成事業

黒部市教育委員会スポーツ課

〒938-8555 黒部市三日市1301

TEL 0765-54-2769 (担当：鎌森)